

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和4年8月1日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市上京区西柳町地区建築協定

2 申請者の氏名

楠田 進

3 建築協定区域

京都市上京区五辻通七本松西入二丁目西柳町569番1から569番3まで、571番、572番、572番1、574番、574番1、574番4、574番5、578番1から578番6まで、584番、584番4から584番6まで、586番1、587番1、588番1、589番1、589番2、590番1、590番3から590番6まで、590番8から590番14まで、595番、596番、同区御前通今出川上る鳥居前町664番3、664番58、664番59、664番61、664番62、664番64から664番68まで、664番70、664番72、664番73、同区今出川通七本松西入真盛町697番、698番1、698番2、同区今出川通御前通東入社家長屋町671番1、671番2、672番1から672番3、672番5、672番6、673番、673番2から673番6番、685番、687番、687番2

4 建築協定区域隣接地

京都市上京区五辻通七本松西入二丁目西柳町568、579番、580番、581番1、581番2、583番、584番3、586番2、587番、588番2、590番2、590番7、597番、同区同区御前通今出川上る鳥居前町660番3、660番4、664番60、664番63、664番71、664番74、同区今出川通七本松西入真盛町695番1、695番2、696番、697番1、697番2、698番、同区今出川通御前通東入社家長屋町672番4、673番1、686番

5 建築協定の事項

建築物の用途、形態

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申し立てがなされない場合、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和4年8月1日付け第13-002号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）